

第58号議案 令和7年度長崎市一般会計補正予算(第1号)

目次	ページ
《3款 民生費 3項 生活保護費 2目 生活保護費》 〔歳出の補正〕	
扶助費、生活保護費事務費.....	2 ～ 7

中央総合事務所

令和7年6月

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
20～21	3 民生費	3 生活保護費	2 生活保護費	1-1	扶助費	千円 28,863
20～23	3 民生費	3 生活保護費	2 生活保護費	2-1	生活保護費事務費	961

1 概 要

生活保護法に基づく生活扶助基準について、国が一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢を総合的に勘案し令和7年10月から特例加算を増額すること及び経過的加算を見直すことに伴い、扶助費への影響額と、現行の生活保護システムの改修に係る経費を計上するもの。

2 事業内容

(1) 予算内訳

(単位: 千円)

事業名	内 容	補正額
扶助費	生活扶助費 令和7年10月からの特例加算の増額及び経過的加算の見直しに伴う 生活扶助費への影響見込額	28,863
生活保護費 事務費	生活扶助基準改定等に係る生活保護システムの改修費	961
合計		29,824

2 事業内容

(2) 生活扶助基準の主な改定内容(令和7年10月から適用)

ア 特例加算の増額

物価高騰等による市民生活への影響を踏まえた2年間の臨時的・特例的措置として令和5年10月に月額1,000円の特例加算が設けられたが、依然として物価・賃金などが上昇基調にある事を踏まえ、令和7年10月から令和9年9月までの臨時的・特例的措置として月額1,500円に増額される。

<令和7年10月からの変更内容>

	改定前	改定後
金額	1人あたり1,000円(月額)	1人あたり <u>1,500円</u> (月額)
対象者	生活扶助を受けている者	生活扶助を受けている者 入院患者・介護施設入所者は1,000円に据え置き

イ 経過的加算の見直し

令和5年9月時点の生活扶助費を下回ることがないように保障する経過的加算の額が見直される。

	改定前	改定後
金額	190円～5,920円(月額)	0円～5,420円(月額)
対象者	令和5年9月時点の生活扶助費を下回る世帯の世帯員 世帯人数と年齢により加算額が異なる	

2 事業内容

ウ 扶助費への影響見込額

	積 算	金 額
特例加算	(令和7年4月時点)入院患者、介護施設入所者を除く人数:10,211人 10,211人×500円×6ヵ月	30,633千円
経過的加算	(令和7年4月時点)経過的加算が減額または加算対象外となる人数:879人 ▲295千円×6ヵ月＝▲1,770千円	▲1,770千円
合 計		28,863千円

(参考)令和7年4月時点 受給者数 11,153人、8,995世帯

(3)生活保護システムの改修内容

ア システム改修内容

特例加算の増額及び経過的加算の見直しに伴い、新基準による算定ができるようにシステムを改修するとともに、その他統計機能の改修等を行う。

イ スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約												
改修作業												
改修システム稼働												

3 財源内訳

(1) 扶助費

区 分	事 業 費	財 源 内 訳			
		国庫支出金※	県支出金	その他	一般財源
当初予算	千円 19,623,030	千円 14,717,272	千円 —	千円 —	千円 4,905,758
6月補正	28,863	21,647	—	—	7,216
補正後	19,651,893	14,738,919	—	—	4,912,974

※生活保護費等国庫負担金 負担率 3/4

(2) 生活保護費事務費

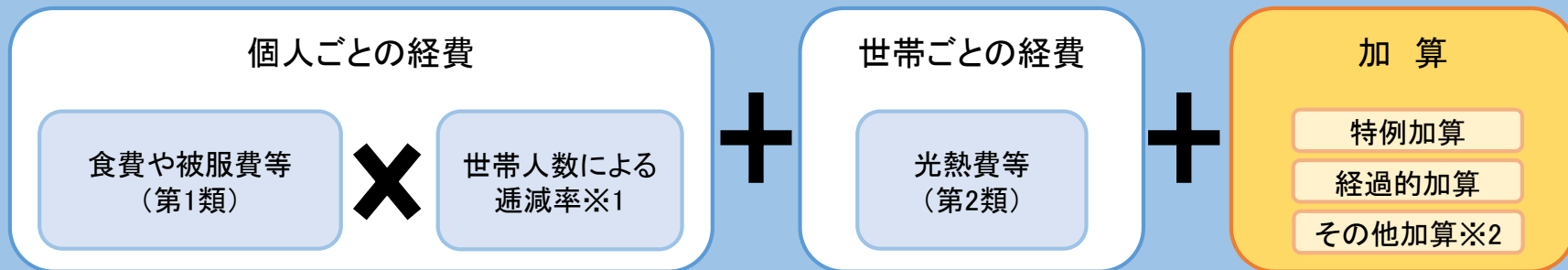
区 分	事 業 費	財 源 内 訳			
		国庫支出金※	県支出金	その他	一般財源
当初予算	千円 164,404	千円 11,610	千円 —	千円 44,680	千円 108,114
6月補正	961	480	—	—	481
補正後	165,365	12,090	—	44,680	108,595

※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 補助率 1/2

4 参 考

(1)生活扶助費(月額)の計算方法

<基本の計算式>



※1 世帯人数が多い世帯への支給額が割高にならないよう1人あたりの支給額を調整する計算率

※2 母子加算、障害者加算など

4 参 考

(2) 生活扶助基準の見直しによる影響額(国が示したモデル世帯)

(令和6年度社会・援護局関係主管課長会議資料から2級地1を抜粋)

(月額、単位:円)

世帯類型	改定前 ①	改定後 ②	増加額 ②－①	増加額	
				特例加算	経過的加算
夫婦(41歳、43歳)、 子(9歳、14歳)の4人	169,450	171,260	1,810	2,000	▲190
夫婦(30歳、31歳)、 子(5歳)の3人	144,290	145,790	1,500	1,500	0
単身(50歳)	72,430	72,930	500	500	0
単身(65歳)	71,990	72,490	500	500	0
単身(75歳)	65,890	66,390	500	500	0
夫婦(65歳、67歳)	115,230	116,230	1,000	1,000	0
夫婦(75歳、78歳)	105,260	105,620	360	1,000	▲640
母(45歳)、子(10歳、12 歳)の3人	147,230	148,730	1,500	1,500	0
母(33歳)、子(10歳)の 2人	115,610	116,610	1,000	1,000	0

表の金額には、特例加算及び経過的加算以外の加算は含まれていない
また、生活扶助のみであり、住宅扶助等は含まない